

【裁定委員会】2025年2月6日付け決定

事案1

1 懲罰対象者

U12 クラブコーチ

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2025年2月6日（懲罰決定の日）から6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年2月6日（懲罰決定の日）から6か月間停止）する。

3 懲罰の起算日

2025年2月6日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手複数名に対する暴言行為（人格を一方的に否定し、侮辱する発言。自尊感情を傷付け、侮辱する発言。）

## 事案2

- 1 懲罰対象者  
U15 クラブコーチ
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2025年2月6日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年2月6日（懲罰決定の日）から1年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日  
2025年2月6日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
  - ・所属選手に対する暴力行為（備品で頭部を叩く。）
  - ・所属選手に対する暴言行為（人格を一方的に否定し、侮辱する発言。競技意欲を減退させ、尊厳を損なう発言。）
  - ・所属選手に対するパワー・ハラスメント行為（指導者と選手という競技指導を受ける関係を背景として、その適正な範囲を超えて精神的な苦痛を与える発言。）

### 事案 3

- 1 懲罰対象者  
高等学校バスケットボール部元外部指導者
- 2 懲罰の内容  
本協会の登録資格を、2025年2月6日（懲罰決定の日）から1年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2025年2月6日（懲罰決定の日）から1年間停止）する。
- 3 懲罰の起算日  
2025年2月6日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由  
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要  
所属選手複数名に対する暴力行為（両手で両頬を叩く、拳を顔面に当てる。）